

大和市行政文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月29日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第12号

大和市行政文書管理規則の一部を改正する規則

大和市行政文書管理規則（平成13年大和市規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「図画」の次に「、写真（これらを撮影したフィルムを含む。）」を、「同じ。）」の次に「であって、職員が組織的に用いるものとして、市長が保有しているもの」を加え、同号イ中「学术研究」を「学术研究用」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。